

第2回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和3年7月26日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 南部部長・遠藤副部長・久米寛治委員・岡部委員・幸田委員・中村委員・久米博委員・森委員・吉岡委員・阪井委員・竹内委員・厚田委員・久積委員・山本委員・高谷委員・尾崎委員・井出委員・植田委員・西野委員
- 欠席委員 なし
- 松江局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案書の訂正を申し上げます。
議案書の2ページをお開きください。第2号議案No.6、備考が「令第2条第2項第3号」となっておりますが、正しくは「令第2条第3項第3号」です。
これは、隣接する農地等を一体利用しなければ利用することが困難となる農地等につき所有権に基づき現に耕作等の事業に供している者が当該隣接農地等の所有権を取得する場合で、下限面積に達しない場合の不許可の例外の一つになります。
なお、5月25日に開催した第36回農地部定例会において、議案書の2ページ、第2号議案No.2でも同じ誤りがございましたので、訂正させていただきます。
- 南部部長 (部長挨拶)
それでは第2回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は新野地区の幸田委員と桑野地区の久米委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法の規定による許可申請の取下(取消)について(5条)
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第6号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので
ご報告をお願いします。椿地区からお願いします。

久米寛治委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区今回議案はございません。

南部部長 それでは福井地区からご報告します。福井地区は7月20日に福井公民館
において椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。
その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の
判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いま
す。

南部部長 次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 それでは橘地区からご報告します。橘地区は7月20日に福井公民館にお
いて椿地区、福井地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。
その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の
判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、橘地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いま
す。

南部部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は7月19日に新野公民館
において地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告さ
せていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の
判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願いま
す。

南部部長 次に、桑野地区をお願いします。

森委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は7月20日に桑野公民館
にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させて
いただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、見能林地区お願ひします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区今回議案はございません。

南部部長 次に、富岡地区お願ひします。

竹内委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区今回議案はございません。

南部部長 次に、宝田地区お願ひします。

厚田委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は7月21日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、長生地区お願ひします。

久積委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は7月21日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」

法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、中野島地区お願ひします。

遠藤副部長 それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は7月21日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

事務局 議案書2ページの第2号議案No.7の下限面積についてですが、議案書14ページの利用権設定の解約No.3を合わせると下限面積に達します。

また、議案書5ページの第4号議案No.1と6ページの第5号議案No.2についてですが、開発部局であるまちづくり推進課からの指摘により、農家分家住宅を新築する申請の前に、平成9年に転用制限の例外の届出により農業用倉庫として建築したが、その後子供が住めるよう造作を行い、現在も住み続けていることから、建物の用途変更の申請を先に行う必要があるとのことで、今回の申請に至っております。

南部部長 次に、大野地区お願ひします。

山本委員 それでは大野地区からご報告します。大野地区は7月20日に上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の7ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

南部部長 次に、加茂谷地区お願いします。

高谷委員 それでは加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は7月19日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は7月21日に那賀川公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 次に、羽ノ浦地区お願いします。

植田委員 それでは羽ノ浦地区からご報告します。羽ノ浦地区は7月20日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

南部部長 それぞれ各地区からご報告をいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

南部部長 それでは他に意見もありませんので、ただいまの審議の結果を事務局より報告してもらいます。

松江局長 報告します。第2回農地部定例会議案については、全て承認です。

南部部長 只今事務局から報告のとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

南部部長 それでは報告のとおり承認します。
以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

南部部長 他にないですか。ないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 人・農地プランの実質化に向けた説明、農地中間管理事業の活用についての説明、西野委員による「農業委員会が役立つ法律の知識」の説明

南部部長 以上をもちまして、第2回農地部定例会を閉会いたします。次回は、8月25日で予定いたしております。本日は大変ご苦労さまでした。

閉 会